

## 職務規定

第1条 当事業所に従事する職員はこの職務規定を順守するものとする。

### 第2条 守秘義務の順守

職務上知り得た個人または組織の情報は、他にもらしてはならない。  
これは従業中のみならず退職後にも適応される。特に利用者の個人及びその家族にかかわる情報については利用者の目的などを明らかにし、その管理については十分留意し、適切な管理をすること。

### 第3条 尊厳の順守

利用者は一人の独立した尊厳のある個人であると自覚し、支援の際の言動には充分注意を払い、その尊厳を損なうことがないようにすること。

### 第4条 自立と協力

各介護支援専門員は業務の追行に際しては、専門員としての独立性を守られるものであり、そのために各専門員は自立した業務遂行を行うものとする。その際には、利用者、家族、お互いの専門員またはサービス事業者、行政および地域住民などと適正な協力関係を保ち、業務を遂行すること。

### 第5条 研修と研究

介護支援専門員は利用者に対してより良いサービス提供をするために、常に自己の能力を高めるべく研修・研鑽にあたること。

### 第6条 利用者中心

支援にあたっては常に利用者の希望、ニーズを第一とし、適正な理由もなく特定の個人、事業者、法人に利する計画を立てることがないようにすること。

### 第7条 担当者数の上限

質の高いサービスが提供できるように、介護支援専門員の一人当たりの担当上限数を以下の通り定める（内、予防支援は3分の1を乗じた数を加えた数と計算する）

担当上限数 介護給付 44人

附別 この規定は平成30年4月1日より施行する。

この規定は令和6年4月1日より施行する。

指定居宅介護支援事業所 向日葵